

令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

申告期限は、**令和8年2月2日（月）**です。

期限間近になると、窓口が大変混雑しますので、
早めの申告や郵送での申告に御協力をお願いし
ます。



上天草市シンボルキャラクター
上天草四郎くん

■■■お知らせ■■■

- ☆ 償却資産申告書は、申告期間中（令和8年1月5日から令和8年2月2日まで）に
上天草市役所の各支所の窓口及び税務課 固定資産税係のいずれかに御提出ください。
- ☆ 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載のうえ、御提出してください。
- ☆ 前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「種類別明細書」は必ず御提出ください。
- ☆ 上天草市ホームページ「償却資産のページ」もご利用ください。
「申告の手引」、「償却資産申告書」及び「種類別明細書」をダウンロードできます。

【目次】

1 償却資産とは	・・・・・	1	～	4	ページ
2 償却資産の申告について	・・・・・	5	～	11	ページ
3 申告書類の作成方法	・・・・・	12	～	15	ページ
4 償却資産の評価額の計算方法から納税まで	・・・・・	16	～	17	ページ
5 その他の注意事項	・・・・・			18	ページ

【提出・お問合せ先】

〒869-3692

熊本県 上天草市 大矢野町上1514番地

上天草市役所 市民生活部 税務課 固定資産税係 行

電話番号：0964-26-5520（直通）

- ・郵送される際は、左のラベルを点線に沿って切り取って封筒に貼付けて御郵送ください（要切手）。
- ・税務課や各支所に、直接御持参いただいても構いません。

1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税または所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます（地方税法第341条第4号＜固定資産税に関する用語の意義＞）。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日（休日の場合は翌平日）までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

1 資産の種類ごとの主な償却資産

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のとおりです。

資産の種類		主な償却資産の内容
第1種	構築物 (建物付属設備を含む)	<p>駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、フェンス、煙突、自転車置場、庭園、緑化施設など</p> <p>建物附属設備</p> <p>1 建物の所有者が取り付けた建物付属設備のうち、建物と構造上一体となっていない屋外の給排水設備、ネオンサイン、投光器や独立した機械装置としての性格が強い受変電設備、蓄電池設備、特定の生産または業務用の設備など</p> <p>2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備（これらを特定付帯設備といいます。）※8ページ参照</p>
第2種	機械及び装置	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、太陽発電設備、駐車場機械装置など
第3種	船舶	漁船、遊覧船、ボート、はしけ船など
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザ、クレーン車、フォークリフトなど（ナンバープレートの分類番号が「O」「OO~O9及び000~099」「9」「90~99及び900~999」のもの） 各種運搬具等（自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。）農耕作業用自動車については、最高速度が毎時35km以上のもの
第6種	工具、器具及び備品	レジスター、事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、金庫等

2 申告する資産とは

毎年1月1日現在、事業の用に供することができる資産のうち、(1)と(2)の要件を満たすものになります。

(1) 土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産

したがって、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産
- ② 決算期以後の1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ③ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ④ 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- ⑤ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- ⑥ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ⑦ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同様である資産
- ⑧ 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上、租税特別措置法第28条の2または第67条の5の適用により即時償却した資産

(2) 耐用年数が1年以上で、かつ取得価額（1個または1組あたり）が10万円（取得時期により20万円）以上の資産が申告の対象となります。

【個人の場合】

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
①	平成元年3月31日までに 取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上	減価償却	申告対象
②	平成元年4月1日から 平成10年12月31日まで に取得した資産	20万円未満	必要経費	申告対象外
		20万円以上	減価償却	申告対象
③	平成11年1月1日以後に 取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
		20万円未満	減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

【法人の場合】

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
①	平成元年3月31日までに 取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上	減価償却	申告対象
②	平成10年3月31日以前 に開始された事業年度に 取得した資産 (①の資産を除く。)	20万円未満	損金算入	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
③	平成10年4月1日以後に 開始された事業年度に 取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

3 申告の必要がない資産

申告の必要がない資産は次のとおりです。

資産	説明
自動車	自動車や軽自動車税の課税対象となっているもの
無形固定資産	特許権、営業権、ソフトウェアなどの無形固定資産
繰延資産	支出の効果がその支出の日以後一年以上におよぶもの（開業費、開発費等）
書画・骨董	書画・古美術品など（複製品や単に装飾目的のものは申告対象です。）
生物	牛、馬、豚、鶏、植物など（貸植木等の観賞用や興行用は申告対象です。）
少額リース資産	法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの

4 業種別の主な償却資産

業種別の主な償却資産に例示しますと、次のとおりです。

業種	主な償却資産の内容
共通	タイムレコーダー、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫、レジスター、パソコン、コピー機、ルームエアコン、事務机、事務椅子、看板、ネオンサイン、舗装路、太陽光発電設備など
農業 畜産業	選別機、消毒機、洗浄機、かくはん機、ビニールハウス、栽培用棚、田植え機、バインダー、運搬車など ※小型特殊自動車に該当し、軽自動車税の対象となるものは除いてください。
漁業	漁船、船舶用エンジン、船外機、造粒機、いけすなど
小売業 飲食業	陳列ケース、冷蔵庫、冷凍庫、電子秤、カウンター、厨房用品、カラオケ機器、肉切断機、冷凍ストッカーなど
建設業	ブルドーザ、クレーン車などの大型特殊自動車、溶接機、コンクリートカッター、コンプレッサなど
自動車整備 ガソリン販売業	塗装設備、洗車機、コンデンサ、消火器、オイルチェンジャー、地下タンク、キャノピー（事務所に接していない独立型のみ対象）、オートリフトなど
遊技場業	パチンコ台、監視カメラ、両替機、景品陳列棚など
ホテル業 旅館業	ベッド、製氷機、デジタル電話交換設備、洗濯設備など
医療業 薬品販売業	レントゲン機器、画像診断装置、消毒殺菌用機器、手術機器、光学検査機器、歯科診察用ユニット、陳列ケース、薬品戸棚、待合室用ソファーなど
理（美）容業	理容椅子、タオル蒸器、赤外線灯、洗面設備、サインポールなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシンなど
不動産貸付業	駐車場舗装、外構工事、屋外給水設備など

2 償却資産の申告について

1 申告していただく方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を行っている方で、1月1日現在に償却資産を所有している方です。地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告する義務があります。

- 所有権留保付き売買資産については、原則として買主の方が申告してください。
- 償却資産を共有されている方は、共有名義の申告となりますので、各自の持ち分に応じて個々に申告するのではなく、代表者を決めて御申告ください。

2 提出していただく書類

(1) 必ず提出していただくもの

- ①「償却資産申告書」 ②「種類別明細書」

※ 前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「種類別明細書」は必ず御提出ください。

(2) 該当する資産がある場合に提出していただくもの

- 課税標準の特例がある資産を所有されている場合・・・課税標準特例適用申告書、事実を証明する書類 ※以前、特例の届出がなされている場合は、提出の必要はありません。
- 短縮耐用年数を適用された場合・・・・・・・・・・・・国税局長の承認通知書（写）
- 増加償却をされた場合・・・・・・・・・・・・税務署長への届出書（写）
- これらの書類を提出する場合は、申告書の「18 備考」欄に添付書類の名称を御記載ください。

3 企業の電算処理により申告をされる場合（全資産申告となります）

電算処理により申告される方は、毎年度、増減のあった資産だけでなく、1月1日（賦課期日）現在、上天草市内に所有しているすべての償却資産について御申告ください。

- ◎ 増減資産がある場合は、増減事由を摘要欄等に御記入ください。

4 提出期限

令和8年2月2日（月） です。

- ◎ 期限間近になりますと窓口が混雑しますので、早めの御提出に御協力ください。

5 提出先

大矢野庁舎の税務課 固定資産税係もしくは各庁舎・支所の窓口のいずれかに御提出ください。
(※ ファックスによる申告は受け付けておりませんので、御注意ください。)

- ◎ 受付時間：午前8時30分から午後5時15分（ただし、土日祝日、年末年始を除く。）
- ◎ 郵送でも提出することができます。

郵送先：〒869-3692

熊本県上天草市大矢野町上 1514 番地

上天草市役所 市民生活部 税務課 固定資産税係

申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、申告書の控えと切手を貼りつけた返信用封筒を同封してください。切手を貼りつけた返信用封筒が同封されていない場合は、返送することができませんので、あらかじめ御了承ください。

～ 申告書の提出には、電子申告も御利用いただけます！ ～

上天草市では「e L T A X」（エルタックス）を利用した電子申請を受け付けています。エルタックスの御利用方法などにあたっては、下記のホームページを御覧ください。

- ホームページ: <https://www.eltax.lta.go.jp>
- 電話番号：0570-081459（ハイシンコク）
(上記の番号でつながらない場合：03-5521-0019)
- 受付時間：午前9時から午後5時まで
(土日祝日、年末年始を除く。)



6 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び上天草市税条例第75条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により不足額を加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金を科されることがあります。

7 マイナンバーについて

個人番号を記入した申告書を提出する場合、番号法第16条の規定により、提出時に個人番号・身元確認を行いますので、次の資料のいずれかをお持ちください。マイナンバーが記入されていない場合や個人番号は記入しているが本人確認資料の不備で本人確認ができない場合でも、申告書は受付します。なお、法人および電子申告の方は、確認資料は不要です。

(1) 申告者本人が提出する場合

番号確認資料	身元確認資料
<ul style="list-style-type: none">マイナンバーカード（個人番号カード）通知カード住民票（個人番号が記載されたもの）の写し または住民票記載事項証明	<ul style="list-style-type: none">マイナンバーカード（個人番号カード）顔写真のある本人確認書類 (健康保険証、年金手帳など顔写真がない 本人確認書類は2点御持参ください。)

(2) 代理人（申告者以外の方）が提出する場合

代理権の確認資料	代理人の身元確認資料	本人の番号確認資料
<p>○委任代理人の場合</p> <ul style="list-style-type: none">委任状	<p>○個人の場合</p> <ul style="list-style-type: none">上記の身元確認資料と同様	<p>○上記の番号確認資料と 同様（またはその写し）</p>
<p>○法定代理人の場合</p> <ul style="list-style-type: none">戸籍謄本その他その 資格を証する書類	<p>○法人の場合</p> <ul style="list-style-type: none">登記事項証明書等のほか個人との 関係がわかるもの（例：従業員分）	

※ 郵送の場合は、資料の写しを添付してください。ただし、代理権確認資料は原本を添付してください。

8 リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについては、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされました。固定資産税（償却資産）においては、従来どおりにリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産を取得した先における取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

9 非課税及び課税標準の特例について

(1) 非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。

(2) 課税標準の特例が適用される資産

課税標準額の特例とは、電力、鉄軌道、船舶等の重要基礎産業や各種公害防止施設等について適用されるもので、固定資産税が軽減されます。該当する資産を所有されている場合は、課税標準特例該当資産届出書兼明細書、事実を証明する書類が必要です。

※ 詳しくは、市のホームページに記載の『非課税及び課税標準の特例について』をお読みいただかくか、税務課固定資産税係までお問合せください。

10 建物付属設備・特定付帯設備の取扱いについて

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物付属設備

ア 建物付属設備の家屋と償却資産の区分（次ページの区分表を御参照ください。）

自己所有家屋に取り付けた建物付属設備は、固定資産税の取扱い上、次のとおり家屋と償却資産に区分して課税されます。

償却資産

単に移動を防止する程度に家屋に取り付けたものまたは独立した機器としての性格の強いもの

家屋

家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備など

イ 特定の生産または業務用の設備等の取扱い

償却資産

特定の生産活動を行うために必要な動力源、熱源、水処理、汚水処理、冷却、照明用として用いられるボイラー、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備用及びその付属設備

家屋

事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管など

(2) 貸借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産（特定付帯設備）

特定付帯設備とは、賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管などのことです。

特定付帯設備は、地方税法第343条第10項及び上天草市税条例第54条第8項の規定により、テナントの方が償却資産として御申告ください。

(3) 家屋と償却資産の区分表

主な設備等を例示しますと、次のとおりです。

例えば、建築工事の内装設備（店舗造作等工事一式）については、所有者と事業者が異なる場合、償却資産として事業者が申告する必要があります。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備用と所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機・無停電電源設備など		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント	屋外設備一式		◎		◎
	設備、 照明器具設備	屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機・交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線等、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声 設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	(ITV) 設備	受像機、カメラ、録画装置等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水 設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または 業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプなど	○			◎

衛生設備	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		◎		◎
		居所式給湯設備（ユニットバス用・業務用床暖房用等）、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器など）	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベなど		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備など	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産または業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産または業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎
		エレベータ、エスカレータ、小荷物専用昇降機（ダムウェーダ）など	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・厨房設備など		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	その他	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、廣告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテンなど		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設など）		◎		◎

11 国税（法人税・所得税）との比較

固定資産税（償却資産）と国税では取り扱いが異なる点がありますので、御留意ください。

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い（法人税・所得税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用（固定資産評価基準に定められた減価率を用いる） ※ 法人税法等の旧定率法において用いる減価率と同様。	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法) 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。（注1）	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。（租税特別措置法）
増加償却	認められます。	認められます。（法人税法・所得税法）
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）まで
改良費（資本的支出）	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)（注2）	原則区分評価
少額の減価償却資産 (仕様可能期間が1年未満または取得価額が10万円未満)	一時に損金または必要経費に算入したものは課税対象外（注3）	一時の損金算入が可能または必要な経費に算入するものとする (法人税法施行令第133条または所得税法施行令第138条)
一括償却資産（取得価額が20万円未満の減価償却資産）	3年間で損金または必要経費に算入したものは課税対象外（注4）	3年間で損金または必要な経費に算入が可能 (法人税法施行令第133条の2または所得税法施行令第139条)
即時償却資産 (中小企業等の方が租税特別措置法を適用して習得された10万円以上30万円未満の減価償却資産)	課税対象になります。（注5）	取得価額に相当する金額を損金または必要な経費に算入が可能 (租税特別措置法第28条の2または同法第67条の5)

- (注1) 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。
- (注2) 平成19年度税制改正により、国税における改良費の取扱いは変わりましたが、固定資産税（償却資産）における取扱いには変更はありません。
- (注3) 法人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課外対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ、御申告ください。
- (注4) 法人または個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ、御申告してください。
- (注5) 中小企業者に該当する法人または個人の青色申告者の方等が、平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に30万円未満の減価償却資産を取得された場合、その全額を損金または必要な経費に算入することができます（上限300万円まで）。固定資産税（償却資産）上は、この規定により損金または必要な経費に算入された減価償却資産については課税対象になりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ、御申告ください。

3 申告書類の作成方法

1 作成していただく書類

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」を次の注意事項にしたがって作成してください。

書類名	注意事項
償却資産申告書 (記載例 P13)	住所・氏名が正しく印字されているか御確認ください。初めて申告される方は住所・氏名を御記入ください。 <u>(押印は不要です)</u> 前年中に資産に増減がない場合は、申告書の「18 備考」欄にその旨御記入ください。
種類別明細書 (記載例 P14)	1 資産内容が印字されていない場合（初めて申告される方） 令和8年1月1日現在に所有しているすべての資産を御記入ください。 2 資産内容が印字されている場合（2回目以降の申告されている方） 前年までに申告されている資産が、すべて印字されています。 前年中に増減があった資産を加除修正してください。

2 申告していただく事項

(1) 取得価額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

取得価額の算出方法は、法人税法または所得税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額を記入してください。

取得価額が30万円未満の資産については、法人税法及び所得税法において特別の償却方法が認められていますが、その場合の償却資産の取扱いについては、2~3ページ及び11ページの一覧表にて御確認ください。

(2) 耐用年数

耐用年数は、法人税法または所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を御記入ください。

耐用年数には、次の3種類があります。

ア 法定耐用年数・・・ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表を御覧ください。
⑤基本的に、この耐用年数により申告してください。

イ 中古見積耐用年数・・・ 耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数。

ウ 短縮耐用年数・・・ 法人税法または所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。この場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付してください。

(3) その他

所在、種類、数量、所得時期、その他償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を償却資産申告書・種類別明細書・耐用年数表（13~15ページ）を参考に御記入ください。

押印は不要です。

令和 8 年度

記入例

受付印

令和 8年 1月 日

熊本県上天草市長
堀江 隆臣 様

所
有
者
1 住 所
(ふりがな)
〒869-3602 かみあまくさし おおやのまちかみ
熊本県上天草市大矢野町上〇〇番地
(電話 0964-56-1111)

2 氏 名
(名称及び代表者)
(ふりがな)
○○○○ 株式会社
代表取締役 ○○ ○○
屋号

資産の種類	取 得 価 額			
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物				
2 機械及び装置	15,000,000	800,000	3,000,000	17,200,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	6,000,000		1,700,000	7,700,000
7 合 計	21,000,000	800,000	4,700,000	24,900,000

昨年の申告内容が記入されています。
(初めて申告される場合は)
令和7年1月1日以前から所有
している資産を含めて御記入をお願い
します。

この欄は、空欄でもかまいません。
こちらでも計算します。

- 受付印の付いた申告書の控えが必要な方は、この用紙の控えと切手を貼った返信用封筒の同封をお願いします。
- 内容等について、お電話で確認をする場合がございますので、御協力をよろしくお願いします。

※ 所 有 者 コ ー ド

第二
十六
号
様
式
↑
提
出
用

3 個人番号又は法人番号	oooooooooooooo	8 短縮耐用年数の承認	有 <input checked="" type="checkbox"/>
4 事業種目 (資本金等の金額)	OO業 (30 百万円)	9 増加償却の届出	有 <input checked="" type="checkbox"/>
5 事業開始年月	昭和 40 年 1 月	10 非課税該当資産	有 <input checked="" type="checkbox"/>
6 この申告に応答する者の係及び氏名 (電話)	□□□□ (電話 56-1111)	11 課税標準の特例	有 <input checked="" type="checkbox"/>
7 税理士等の氏名 (電話)	○○○○ (電話 △△-△△△△)	12 特別償却又は圧縮記帳	有 <input checked="" type="checkbox"/>
		13 税務会計上の償却方法	定率法 <input checked="" type="checkbox"/> 定額法 <input type="checkbox"/>
		14 青色申告	有 <input checked="" type="checkbox"/>

1~7について記入もれはあり
ませんか。
8~14は該当するものに○が
ついていますか。

15 支店等が上天草市にある
場合はここも御記入ください。

16 リースを受けている資
産があれば業者名等を御記入く
ださい。

18 備考欄は特記事項があれば記入し
てください。

(記載例)

- ・新規申告
- ・送付先の変更
- ・共有者の氏名等
- ・資産を相続により承継した
- ・〇年〇月〇日廃業、解散をした
- ・前年度中資産の増減なし
- ・償却資産なし

など

① 上天草市松島町〇番地

②

③

④

貸主の名称等

○○リース 株式会社

17 事業所用家屋の所有区分

自己所有・借家

18 備考(添付書類等)

(例)

- ・会社名称の変更
- ・耐用年数の変更

記入例

所有者コード (新規の方は空白可)		種類別明細書(増加資産・全資産用)														
行番号	資産の種類 資産コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例		課税標準額	増加事由	摘要		
				年	月					率 コード	特例					
01	2	ミニショベル	1	4	30	2	5,000,000	5	(空欄で結構です)	2/3	(空欄で結構です)	① 2 3・4	計画に係る 特例			
02	6	レーザーレベル	1	5	7	5	500,000	5	(〃)		(〃)	① 2 3・4				
03	6	応接セット	1	4	1	7	450,000	6	(〃)		(〃)	① 2 3・4	R7年7月 廃棄			
04												① 2 3・4				
05												① 2 3・4				
06	【資産の種類】 1:構築物 2:機械及び装置 3:船舶 4:航空機 5:車両及び運搬具 6:工具器具及び備品		【年号】 昭和=3 平成=4 令和=5		【耐用年数】 法定耐用年数をご記入ください。 (経理の帳簿等と合わせてください)		【減価残存率・価額・課税標準額】 分からぬ方は空欄で結構です。 こちらで計算します。									
11																
12	※資産が減少した場合については 二重線で抹消し、摘要欄に除去年月 と理由を御記入ください。 (例 R7.7月廃棄)															
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
			小計	2			5,500,000									

第二十六号様式別表一（提出用）

特例に該当する資産は、この欄に特例率の記入をお願いします。

【増加事由】
1:新規取得
2:中古品取得
3:移動による受入れ
4:その他
のいずれかに○をしてください。

※「4その他」を選ばれた場合は摘要欄に詳細な内容までご記入してください。

※初めて申告される方で、該当する資産がない場合は提出する必要はありません。
※2回目以降の方は、増加・減少した分を記載して提出してください。

耐用年数表（抜粋）

機械及び装置以外の資産の耐用年数表（抜粋）

種類	構造または用途	細目	耐用年数
～家屋で課税建物を附れる設備分を除く。～	電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備	6
		その他のもの	15
	給排水または衛生設備及びガス設備		15
	冷房、暖房、通風またはボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22キロワット以下のもの）	13
		その他のもの	15
	消火、排煙または災害報知設備及び格納式避難設備		8
	アーケードまたは日よけ設備	主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
構築物	店用簡易装備		3
	広告用のもの	金属造のもの	20
		その他のもの	10
		コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷または石敷のもの	15
		アスファルト敷または木れんが敷のもの	10
器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器（他の項目に掲げるものを除く。）	事務机、事務椅子及びキャビネット 主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		応接セット 接客業用のもの	5
		その他のもの	8
		ベッド	8
		陳列棚及び陳列ケース 冷凍機付または冷蔵機付のもの	6
		その他のもの	8
		その他の家具 接客業用のもの	5
		その他のもの 主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		ラジオ、テレビ、テープレコーダーその他の音響機器	5
		冷房用または暖房用機器	6
		電気冷蔵庫・電気洗濯機その他これらに類する電気またはガス機器	6
		氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	4
		カーテン、座ぶとん、寝具・丹前その他これらに類する繊維製品	3
		じゅうたんその他の床用敷物 小売業用、接客業用、放送用または劇場用のもの	3
		その他のもの	6
		食事または厨房用品 陶磁器製またはガラス製のもの	2
		その他のもの	5

種類	構造または用途	細目	耐用年数
器具及び備品	事務機器及び通信機器	電子計算機 パーソナルコンピューター（サーバ用のものを除く。）	4
		その他のもの	5
		コピー機、計算機（電子計算機を除く。）、レジスター、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5
		その他の事務機器	5
		ファクシミリ	5
		インターホン及び放送用設備	6
		電話設備その他の通信機器	
		デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6
		その他のもの	10
看板及び広告器具	看板	看板、ネオンサイン	3
		マネキン人形及び模型	2
		その他のもの 主として金属製のもの	10
		その他のもの	5
		理容または美容機器	5

機械及び装置の耐用年数表（抜粋）

業種別	設備の種類	耐用年数
食料品製造業	食肉用または食鳥処理加工設備、パンまたは菓子類製造設備、その他食料品製造業用設備	10
農業	内燃機関、ボイラー及びポンプ	7
	歩行型トラクター	
	耕耘整地用機具	
	穀類収穫調製用機具	
	刈取機（ウインドロゥアーを除くものとし、バインダーを含む。）、稻わら収集機（自走式のものを除く。）及びわら処理カッター、その他のもの	
	飼料作物収穫調製用機具	
	モア、フォレージハーベスター（自走式のものを除く。）、ヘーベラー（自走式のものを除く。）、ヘーローダー、ヘーブレス、飼料細断機、その他のもの	
	家畜飼養管理用機具	
	自動給じ機、自動給水機、搾乳機、育成機、ケージ、マット、畜舎清掃機、ふん尿散布機、ふん尿乾燥機 その他のもの	
	運搬用機具	
漁業	その他の機具	5
	魚ろう用設備	
水産養殖業	水産物養殖設備 竹製のもの、その他のもの	5
	機械式駐車設備	10
その他	倉庫業用設備	12
	主として金属製のもの(太陽光発電設備)	17
	宿泊業用設備	10
	飲食店業用設備	8
	洗濯業、理容業、美容業または浴場業用設備	13
	ガソリンまたは液化石油ガススタンド設備	8
	自動車整備業用設備	15

※上記以外の資産における耐用年数についてはホームページを御確認ください。

4 償却資産の評価額の計算方法から納税まで

1 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し評価額を算出します。

ア 前年中に取得のもの

取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

イ 前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。

評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率	
	前年中取 得のもの (1-r/2)	前年前取 得のもの (1-r)		前年中取 得のもの (1-r/2)	前年前取 得のもの (1-r)		前年中取 得のもの (1-r/2)	前年前取 得のもの (1-r)
	耐用 年数	耐用 年数		耐用 年数	耐用 年数		耐用 年数	耐用 年数
—			21年	0.948	0.896	41年	0.972	0.945
2年	0.658	0.316	22年	0.950	0.901	42年	0.973	0.947
3年	0.732	0.464	23年	0.952	0.905	43年	0.974	0.948
4年	0.781	0.562	24年	0.954	0.908	44年	0.974	0.949
5年	0.815	0.631	25年	0.956	0.912	45年	0.975	0.950
6年	0.840	0.681	26年	0.957	0.915	46年	0.975	0.951
7年	0.860	0.720	27年	0.959	0.918	47年	0.976	0.952
8年	0.875	0.750	28年	0.960	0.921	48年	0.976	0.953
9年	0.887	0.774	29年	0.962	0.924	49年	0.977	0.954
10年	0.897	0.794	30年	0.963	0.926	50年	0.977	0.955
11年	0.905	0.811	31年	0.964	0.928	51年	0.978	0.956
12年	0.912	0.825	32年	0.965	0.931	52年	0.978	0.957
13年	0.919	0.838	33年	0.966	0.933	53年	0.978	0.957
14年	0.924	0.848	34年	0.967	0.934	54年	0.979	0.958
15年	0.929	0.858	35年	0.968	0.936	55年	0.979	0.959
16年	0.933	0.866	36年	0.969	0.938	56年	0.980	0.960
17年	0.936	0.873	37年	0.970	0.940	57年	0.980	0.960
18年	0.940	0.880	38年	0.970	0.941	58年	0.980	0.961
19年	0.943	0.886	39年	0.971	0.943	59年	0.981	0.962
20年	0.945	0.891	40年	0.972	0.944	60年	0.981	0.962

※ rとは、当該償却資産の耐用年数に応する減価率です。

【例】 取得価額250,000円、令和7年5月取得、耐用年数4年のパソコンの場合
(耐用年数4年、前年中の取得のものの減価残存率 …… 0.781)
(耐用年数4年、前年前の取得のものの減価残存率 …… 0.562)

令和 8年度	=	250,000円×0.781	=	195,250円
令和 9年度	=	195,250円×0.562	=	109,730円
令和10年度	=	109,730円×0.562	=	61,668円
令和11年度	=	61,668円×0.562	=	34,657円
令和12年度	=	34,657円×0.562	=	19,477円
令和13年度	=	19,477円×0.562	=	10,946円 < 12,500円

※ 令和13年度で算出額が取得価額の5%（12,500円）より小さくなりますので、それ以降は12,500円（評価額の下限）で評価されます。

2 価格の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応する価値の減少（減価）を考慮して評価し、3月31日までに市長が価格（評価額）を決定します。

なお、償却資産の価格等を決定しますと、償却資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。

この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月までの間、審査の申出をすることができます。

3 税額の計算方法

$$\text{税額} \quad (\text{100円未満切り捨て}) = \text{課税標準額} \quad (\text{※}) \quad (\text{1,000円未満切り捨て}) \times \text{税率} \quad (1.4\%)$$

※ 課税標準額とは、所有する償却資産の評価額の合計です。（1,000円未満切り捨て）

課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

4 納期

固定資産税（家屋・土地・償却資産）の年税額は、4回の納期（5月、7月、12月、翌年の2月）に分けて納めていただくことになります。

☆ 市税の納付は、口座振替をおすすめしています！

口座振替は、一度お申込みいただければ、指定した金融機関から納期限の日に自動的に引き落として納税できる大変便利な制度です。

金融機関に出向く手間や納付忘れが無くなりますので、ぜひ御利用ください。
お申し込み方法は、市内にある金融機関の窓口か、税務課にお尋ねください。

（お問合せ先：税務課 固定資産税係 TEL：0964-26-5520）



5 その他の注意事項

1 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いいたします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合の修正年度は現年度だけでなく5年度分まで遡及して修正することもありますので、御了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期と異なり、納期は1回となります。そのほか、調査の結果により、家屋の評価を変更する場合があります。

2 国税資料等の閲覧について

上天草市では地方税法第354条の2の規定により、所得税または法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、上天草市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので御協力をお願いいたします。

3 みなし課税について

償却資産の申告は、地方税法第383条で定められた義務ですが、申告期限までに申告がなかつた方について、過去の申告内容や国税資料を基に、申告がなくても償却資産を所有しているとみなして、課税しています。これを「みなし課税」といいます。

固定資産税は、賦課課税方式にあたるため、たとえ申告がなくても課税できるためです。

また、みなし課税をされた場合でも、正確な情報を把握するため、償却資産の申告は必要となりますので御注意ください。

【提出前に最後の御確認をお願いします。】

- 申告書に連絡先は記入しましたか？
- 明細書の増加資産に耐用年数は記入しましたか？
- 明細書の増加資産に増加事由（1～4）を記入しましたか？
- 明細書の写しを返送してほしい方は、切手を貼った返信用封筒を同封しましたか？
- 課税標準の特例が適用される資産を所有している方は、その旨を記入しましたか？



令和7年12月5日発行

発行／上天草市 市民生活部 税務課 固定資産税係